

医療 DX 推進および電子的診療情報連携体制整備に関する掲示

- 当院では、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて質の高い医療を提供するため、厚生労働省の定める施設基準を満たし、以下の通り体制を整えております。

1. 医療 DX を通じた質の高い医療の提供（オンライン資格確認等の活用）

- 当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 患者さんの同意に基づき、マイナ保険証（マイナンバーカード）を通じて受診履歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用しています。これらの情報は、医師等が診察を実施する診察室等において実際に活用し、診療に役立てています。
- 当院では、医療 DX を通じてより質の高い医療を提供できるよう、マイナ保険証の積極的な利用（マイナ受付）を推進しております。

2. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化を図り、患者さんに医療内容をより深く理解していただく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 ※明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨をお申し出ください。

3. 医療 DX による診療の質向上

これらの体制を整備することで、他院での重複投薬の防止や、過去の検査結果の共有による二重検査の回避など、より安全で効率的な医療の実現を目指しております。

【ご注意】オンライン診療（遠隔診療）について

- 当院では、医療 DX の一環としての情報連携体制（オンライン資格確認や電子カルテ情報共有）は整備しておりますが、現在、インターネット等を用いた遠隔での「オンライン診療」は実施しておりません。 あらかじめご了承ください。